

議案第 6 1 号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 6 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則（令和 5 年 7 月世田谷区教育委員会規則第 1 6 号）の附則第 2 項の準備行為規定について令和 6 年度の区立幼稚園新入園児募集の申込開始日から適用されるように、同項の施行に関する規定を加える必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則（令和5年7月世田谷区教育
委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の
規定は、令和5年9月1日から適用する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 令和5年7月28日世教委規則第16号</p> <p>改正</p> <p><u>令和5年 月 日世教委規則第 号</u></p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。 別表世田谷区立松丘幼稚園の項4歳児の欄及び同表世田谷区立桜丘幼稚園の項4歳児の欄中「68人」を「34人」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。<u>ただし、次項の規定は、令和5年9月1日から施行する。</u></p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の規定は、令和5年9月1日から適用する。</u></p>	<p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則 令和5年7月28日世教委規則第16号</p> <p>改正</p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。 別表世田谷区立松丘幼稚園の項4歳児の欄及び同表世田谷区立桜丘幼稚園の項4歳児の欄中「68人」を「34人」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区立幼稚園管理運営規則に規定する定員に係る世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、施行日前においても行うことができる。</p>